

第556回（令和8年度第1回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和8年7月7日（火）9時28分～11時15分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 木原委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、寺田委員、森委員、山崎委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員

【事務局】

鳥取労働局 山下労働局長、高橋労働基準部長、安部監督課長、
今井賃金室長、清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

- （1）鳥取地方最低賃金審議会の運営について
- （2）鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）
- （3）鳥取県最低賃金専門部会の設置について
- （4）鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について
- （5）最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- （6）鳥取地方最低賃金審議会審議日程について
- （7）その他

5 資料目次

- （1）第58期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿
- （2）鳥取地方最低賃金審議会運営規程
- （3）年度別最低賃金改正一覧表
- （4）鳥取県 費目別・世帯人員別標準生計費、費目別標準生計費（鳥取県）
- （5）消費者物価指数 全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数

- (6) 毎月勤労統計調査 (全国・鳥取県)
- (7) 令和 8 年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (8) 鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢 (令和 8 年 5 月)
- (9) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果 (2026年6月調査) (日本銀行松江支店)
- (10) 山陰の金融経済動向 (日本銀行松江支店 2026.6.5)
- (11) 鳥取県の経済動向 (令和 8 年 7 月号) (鳥取県)
- (12) 鳥取県内の経済情勢 (令和 8 年 4 月 22 日) (財務省中国財務局鳥取財務事務所)
- (13) 鳥取県の経済動向 (令和 8 年 1 月～令和 8 年 7 月)、鳥取県内の経済情勢 (令和 8 年 1 月、令和 8 年 4 月)
- (14) 鳥取県企業経営者見通し調査 (令和 8 年第 2 回) (鳥取県)
- (15) 法人企業景気予測調査結果 (令和 8 年 4 月～6 月期調査) (財務省中国財務局鳥取財務事務所)
- (16) 鳥取県・「休廃業・解散」動向調査 (2025 年) (株式会社データバンク鳥取支店)
- (17) 令和 8 年度「最低賃金に関する基礎調査」の概要、最低賃金に関する基礎調査対象産業表
- (18) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移 (平成 28 年～令和 7 年)
- (19) 令和 7 年度地域別最低賃金額及び業務改善助成金の周知・広報の実施結果等の報告
- (20) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果推移表 (鳥取県・全国)
- (21) 令和 8 年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察について (概要)
- (22) 鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領
- (23) 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請
(全国労働組合総連合中国ブロック協議会・鳥取県労働組合総連合)
- (24) 2026 年度最低賃金行政等に関する要請書 (日本労働組合総連合会鳥取県連合会)
- (25) 要請書 (最低賃金の大幅な引上げについて) (鳥取県弁護士会)

机上配布資料

- (1) 「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」

について

(2) 第74回中央最低賃金審議会資料

(3) 第 1 回目安に関する小委員会資料 (令和 8 年 6 月 2 6 日)

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 定刻より少し早いですが、皆様おそろいですのでただ今から第 5 5 6 回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中出席いただきありがとうございます。

本日は委員の出席状況確認の前に 1 件報告があります。

使用者代表の米原委員から令和 8 年 6 月 2 3 日付けで、鳥取地方最低賃金審議会委員を辞任する旨の辞職願の提出があり、これを承認いたしました。現在、補欠委員の推薦公示を 6 月 2 4 日から 7 月 9 日までの期間で行っており、7 月 1 0 日以降に後任の委員を任命する予定です。したがって、現在、鳥取地方最低賃金審議会委員は 1 名の欠員となることを報告いたします。

引き続き委員の出席状況を確認します。本日は、使用者委員 1 名の欠員と公益の石川委員が欠席のため、現時点で委員 1 5 名のうち 1 3 名の出席をいただいています。会議は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、委員の 3 分の 2 以上または各側委員の 3 分の 1 以上の出席があれば成立することになっています。つまり、委員の 3 分の 2 以上に当たる 1 0 人以上または各側委員の 3 分の 1 以上に当たる 2 人以上の出席が求められます。

本日の会議は、この定足数を満たし、有効に成立していることを報告いたします。

続きまして、本日の審議会は公開としており、6 名の傍聴人がお見えになっています。傍聴の皆様には、お配りしております注意事項に従っていただきますようお願いいたします。

また、本日は報道の取材が入っていることを報告いたします。報道の方をお願いいたします。ひとまずカメラ撮影はここまででお願いいたします。諮問の交付時に、再度カメラ撮影の案内をさせていただきます。

まず、鳥取労働局長の山下から挨拶申し上げます。

○山下労働局長 おはようございます。本日、お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。また、日頃から私ども労働行政の運営に御理解と御協力を賜っている

ことを改めてお礼申し上げたいと思います。

御案内のとおり、当県の最低賃金ですが、昨年度初めて1,000円を超えたということで、73円の引上げで1,030円となっております。過去最高の引上げの額、率ということでございます。また、5年ぶりの公労使の全会一致に至っているというところでもございます。公労使、双方の御理解と御努力、また、委員の皆様、それぞれが真摯な御議論、丁寧な調整をいただいた結果であると感じておりますので、その点につきましても改めて敬意を表するところでございます。

現在の状況ですが、賃上げの動き自体は御案内のとおり広がっているかと思いますが、一方で、物価の上昇が継続する中で、食料品、また、生活必需品といった価格の上昇の影響を強く受ける、この最低賃金近傍で働く労働者の方々中心に、やはり生活の厳しさというところは依然として続いているのかなと感じております。

御案内のとおり、当県においても、一方で人材不足が顕在化しているというところで、最低賃金の果たす役割というのは、こういった観点からも非常に重要なものであると思っております。他方で、県内においては御案内のとおり、中小また小規模事業者が多いというところで、そういった企業の皆様におかれては、コスト上昇であったり、価格転嫁の難しさといったところがある中で、依然として厳しい経営環境が続いているところもございます。

これらを踏まえて、委員の皆様におかれては、今年もまた非常に難しい審議ということになるかと思いますが、よろしくお願いできればと思います。今年度につきましても、審議会の自主性を十分に発揮していただいて、丁寧な議論をお願いしたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 それでは、佐藤会長、この後の議事進行につきましてよろしくお願いいたします。

○佐藤会長 2年任期の2年目ということで、引き続きよろしくお願いします。

また、昨年は、公益側が提示いたしました金額に賛同いただきまして、どうもありがとうございました。労働者側の皆様からしてみれば、低い金額であり、残念だったと思いますし、使用者側からしてみれば、思ったよりも高い金額を提示されて、非常に辛い思いをされたと思いますが、賛同いただき、全会一致というきれいな形で1,030円を決め

ることができました。また、他県はいろいろな影響を受けたと話を聞いておりますが、私たちは自分たちの考えに基づいて、独自に考えた金額で結論を出したということで非常に良かったと思っております。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

労使それぞれ、意見は違うと思います。基本的には労使の合意に基づいた金額で金額を出していきたいと考えていきますが、立場が違いますので、合意に至らないこともあるかと思います。そのときは、公益委員が色々と提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

労使は対立関係ではなく、公労使三者で共同関係で、鳥取県で最もいい金額というものを決定していきたいと思います。また、今回、第1回ということで非常に多くの資料を頂いております。これを用意していただいた事務局の方々、いつも大変だと思っておりますが、事務局の方々のおかげで円滑な審議もできますので、今後ともよろしくお願いいたします。

公労使、事務局、四者、チームとして、今年も鳥取県にとって最適な金額を出してまいりたいと考えております。

それでは、議事を進めてまいります。

議事の1つ目、鳥取地方最低賃金審議会の運営について、事務局から審議会及び議事録の公開、議事録の取扱い等について説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、まず、審議会の運営について説明します。次第が表紙になっている資料の資料ナンバー2、3ページを御覧ください。

鳥取地方最低賃金審議会の運営に関する必要な事項は、鳥取地方最低賃金審議会運営規程に定められています。審議会及び議事録等の公開については、第6条に審議会の公開、第7条に議事録等の公開について規定しています。

いずれも原則は公開の取扱いとなっておりますが、公開することにより個人情報の保護に支障を来す場合、個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、審議会の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長が審議会の非公開や議事録等の非公開、一部非公開などとする事ができる取扱いとされています。なお、議事録には発言された委員皆様の個人名と発言内容の全てを記載することとされていますので、あらかじめ御承知おきください。

また、議事録につきましては、鳥取地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項で、議事録を会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1名の確認を得た上で作成すると定められています。この議事録確認に関しまして、本年度は従来と同様に

会長が年間を通して議事録の確認を行う委員 2 名を指名することとし、会長から確認委員の指名をお願いします。

以上、審議会及び議事録の公開、審議会の開催方法及び議事録の確認につきまして、今年度の方針等を検討及び確認をお願い申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、運営規程の 6 条と 7 条についての説明をいただきました。これについて、何か意見、質問等ある方はお願いいたします。
(なし)

近年の最低賃金審議会は全て公開し、議事録も個人、団体名など個人情報に係るものを除き、公開の取扱いとしておりますが、委員の皆様の異議がなければ今年度も全ての審議会について、従来どおり公開ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なし)

では、従来どおり公開ということにさせていただきたいと思います。

次に、議事録の確認委員につきまして、労働者側委員、使用者側委員から各 1 名を、年間を通して指名したいと思います。

議事録の確認につきましては、昨年同様、労働者を代表する委員は山下委員、使用者を代表する委員は西村委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員 承知しました。

○西村委員 承知しました。

○佐藤会長 2 つ目、鳥取県最低賃金の改正決定(諮問)について、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 最低賃金法第 12 条によれば、地域別最低賃金の改正については、最低賃金法第 10 条の例によるとされています。同条では、都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聞いて地域別最低賃金を決定しなければならないと規定されています。

それでは、鳥取県最低賃金改正の諮問を行います。

鳥取労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

○佐藤会長 ただいま山下局長から諮問文を受け取りいたしました。

事務局は諮問文の読み上げをお願いいたします。

〔諮問文を各委員へ配付〕

○佐藤会長 お願いいたします。

○清水賃金室長補佐 読み上げさせていただきます。

〔 諮問文読み上げ 〕

○佐藤会長 ありがとうございました。

それでは、事務局から諮問に至る資料等の説明をお願いします。

〔 資料説明 〕

○佐藤会長 ありがとうございます。資料の 3 番目から 20 番目まで説明をいただきました。何か意見、質問等ありますでしょうか。

（なし）

非常に多くの資料ですので、今すぐに全て読み通すというのは難しいかと思いますが、これも事務局の方が非常に苦労して用意されたことに感謝いたしたいと思います。

私から 1 点質問させていただきます。資料 3 番から 20 番まで並べていただいているのですが、この資料の並び順には何か決まりがあって並べているのかどうかを教えてください。

○今井賃金室長 資料目次を御覧いただきますと、労働者の生計費、労働者の賃金、事業の賃金支払能力、これはいずれも最低賃金額を決定するための、いわゆる 3 要素ですが、大きくこの 3 要素に基づくカテゴリーで、事務局でそろえられる資料をそれぞれ並べているということです。

○佐藤会長 この 3 つの項目の中での並び順は、特に意味があるのですか。

○今井賃金室長 そういうことではございません。

○佐藤会長 ありがとうございます。

説明いただいた 20 番目の資料ですが、監督の実施数が増えているのは、通報等があったとか、何かきっかけみたいなものがあって増えているのか、ただただ件数が増えている結果、見つけるのも増えてしまったということなのか、この点、どういうものなのか、説明をしていただきたいと思います。

○今井賃金室長 通報が多かった、あるいは最低賃金を下回っている事業場が多かったのを認知したから増えたというわけではなく、偶然業務量として振り分ける、主体的能力が多かったためと考えていただければと思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにありますか。花原委員お願いします。

○花原委員 件数ですが、どこどこに行くというルールがあるのですか。

○今井賃金室長 ルールは、違反率が高そうなところ、あるいは、過去、繰り返し違反をしている可能性があるとか、そういうところを情報を色々分析しながら選定対象を考えているということです。

○花原委員 例えば5人未満の企業とか10人未満、30人未満とか、何か従業員のくくりで調査するとかはどのようなのですか。

○今井賃金室長 特別、従業員が少ないところを対象になど、そのようなことは考えていません。

○花原委員 分かりました。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、資料に目を通していただいて、何かありましたら質問いただけたらと思います。

引き続き、令和8年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察及び机上配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

〔資料説明〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

事業場視察と机上配付資料について説明をいただきました。事業場視察については、行かれた方も非常に参考になったと感じているかと思います。株式会社L I M N O様におかれましては、協力いただいたことを大変ありがたく感じています。

机上配付資料の1番目から3番目まで説明をしていただき、特に、最後に1番目の論点と考え方の整理を読んでいただきましたが、思うところは多くあるかと思います。まず、委員の皆様から意見をいただけたらと思います。机上配布資料の1番に限らず、今、説明いただいた事業場視察、机上配付資料、全てについて何か意見、質問等がありましたらお願いします。山崎委員お願いします。

○山崎委員 4ページの上から2番目の丸で、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部については、都道府県別データがなくと書いてありますが、これはどのようなデータでしょうか。

○佐藤会長 お願いします。

○今井賃金室長 全国的な数値しか出していないものが一定数あり、鳥取県や他県でのデータとして使えないものがあるということです。

○高橋労働基準部長 昨年、頻繁に購入するものの物価上昇率などが示されましたが、そ

れについては、各都道府県別の資料がなかったということが非常に多く叫ばれ、特に物価に関わる資料が都道府県別でなかったということです。

○山崎委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。花原委員、お願いします。

○花原委員 政府の意見として、最低賃金の全国平均額 1,500 円というのが、過去から現在の 3 人の政権においてうたわれています。まず、岸田政権では、2030 年の中頃までに 1,500 円とうたっていました。次の石破政権は 2020 年の終わりまでに 1,500 円、今回の高市政権は 2030 年の早い時期に 1,500 円と、各政権によってころころ変わったということになります。石破政権云々は関係ないですが、2020 年の終わりの段階で 1,500 円ということは、平均 7.何%上げざるを得ないという意向を持って各都道府県は最低賃金改定の計画を上げたのではないかと考えています。岸田政権では、2030 年の中頃ということなので、3%程度の毎年の引上げ。今回の高市政権の 2030 年の早期までに 1,500 円となると、恐らく 5%程度になると思います。言いたいことは、政府の意向によって全国平均賃金の 1,500 円がころころ変わっていくことに疑問を持っているということです。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。意見ということですね。

○花原委員 はい。

○佐藤会長 そのほかありますでしょうか。山下委員お願いします。

○山下委員 中央最低賃金審議会の委員の方にも伝えた内容になります。中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の対応方針等もありますが、昨年の目安の伝達が遅かったということの議論が全くされておらず、結局は中央最低賃金審議会からの目安伝達に並行して発効日の審議をしてくださいと発信されました。それにより、昨年の各都道府県の最低賃金審議結果にばらつきが生じたと見ています。中央最低賃金審議会がスムーズに審議をされて、目安の伝達を今までどおり 7 月にしていれば、恐らく各都道府県の最低賃金発効日にそこまでのずれ込みもなかったのだらうと思います。最低賃金の引上げ額に関しても、資料にある大幅な引上げというところ、公益見解で明らかにすべきであるとまとめられていますが、幾ら目安より引き上げたら大幅な引上げになるのか、今までの全員協議会の議事録を読んだ中では、恐らく目安プラス 10 円以上が大幅な引上げという見方で協議をされていたようなので、そのような見解になるのかと思いますが、地域の実情を無視して、近隣との過度な競争だけでの最低賃金の引上げではない、地域での真摯

な議論はしてあることは中央最低賃金審議会でも理解をしていただきたいと思います。

中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会については、中には、毎年目安どおりの金額を１０月１日に発効するところもありますが、昨年に至っては目安審議の遅れ、本来、各地方最低賃金審議会が目指す１０月１日の改正すらできないような伝達日でした。それはもう中央最低賃金審議会は審議を行っているのかというぐらいの状況で、中央最低賃金審議会が、自分たちの審議過程のことを反省をせずに、結果だけを見て、目安に示した額よりも大幅に上乘せをしたのではないかと、最低賃金の改定額のばらつきについておかしいのではないかとということで、今後、大幅な引上げに対する場合は各地方最低賃金審議会の公益見解でその理由を明らかにすべきということ、発効日をずらした場合も公益見解で理由を明らかにするべきだといわれています。中央最低賃金審議会の発言には、どこまで拘束力があるのかということもお聞きしたいです。極端な話、昨年の結果は、中央最低賃金審議会の責任だと思っていますが、中央最低賃金審議会のまとめでは、その点について触れられていません。審議の過程等に触れられてないのが少し残念だと感じているところです。

○佐藤会長　ありがとうございます。山下委員のお話の中で、１点質問があったので、回答いただきたいのですが、中央最低賃金審議会から出てきたものの拘束力というのはどれほどのものなのか、もし分かりましたら、お答えください。

○高橋労働基準部長　まず一点、拘束力ですが、あくまでも全員協議会での要請という文言を使っております。そのため、無視はしていただきたくはないですが、最大限尊重していただきたいというものだと思っています。

山下委員からお話いただいた事項につきましては、我々から厚生労働本省に意見があったことを伝えたいと思います。

また、先日、財政経済改革の運営方針、いわゆる骨太方針、日本成長戦略の原案が示された中で、岸田政権、石破政権で言われていた１，５００円の時期について原案が示されていますが、それにつきましては、先週、厚生労働大臣が閣議後の記者会見で、いわゆる原案は、石破政権で２０２０年代までに１，５００円を目指すということについて、官民でたゆまない努力をしつつも、２０３０年代前半のできるだけ早い時期に達成するということが明記されていることをもって、厚生労働大臣は、特段、後退とは思っていないという話もありましたので、事務局としましても、そのような趣旨と認識をしています。

○佐藤会長　ありがとうございます。

そのほか意見等ありますか。

(なし)

私も山下委員のお話があったとおり、そもそもの目安が示されたのが遅かったということ、示された目安の中で、発効日についても審議しろと初めて示されたということで、それが大きく影響したのではないかと感じています。そのため、地方最低賃金審議会が勝手にやっているという他責思考ではなく、まずは自身の行いを戒めていただきたいなというのがあるというのが1点です。

3ページの対応方針に、毎年のように中央最低賃金審議会は目安には拘束力がないということを繰り返し述べられています。拘束力がないものに対して、高過ぎる、低過ぎる、大幅な上乘せをするのであれば判断理由を述べよと要請するのは、どうなのかなと。そもそも拘束力がないのだから、こちらの勝手でしょということではないのかなと思います。

昨年、私たちは、最下位レースとかに巻き込まれたくないということもあり、早目に審議をしたというのもあります。目安は、拘束力はないにしても尊重はすべきだということで、目安プラス9円で、中央最低賃金審議会の方が申される対象ではないとは思いますが、それでも、まずは自身たちが遅かったということについても言及してほしかったなというところです。ある意味、先ほど山下委員がおっしゃられたように、そこが始まりであり、そして、その中で発効日についてというのを初めて文言を入れたということで起こったことであるということなので、言い方は悪いですが、マッチポンプのような感じもしました。

ほかに意見等ありますか。

(なし)

ほかに意見がないようでしたら、先に進ませていただきたいと思います。

では、3点目、鳥取地方最低賃金専門部会の設置につきまして審議をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 最低賃金決定要覧の148ページを御覧ください。

最低賃金法第25条第2項で、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないと定められています。

そして、同条第3項で、「専門部会は、政令で定めるところにより関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされています。

これに関し、「最低賃金決定要覧」の153ページ、最低賃金審議会令第6条第1項で「

専門部会の委員の数は9人以内とする。」とされています。

これに基づきまして、従来から公益、労働者、使用者を代表する委員それぞれ3名、計9名で専門部会は構成されています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

まずは、最低賃金法、第25条で専門部会を置かなくてはならないこと、最低賃金審議会令の第6条で、専門部会の委員が公労使3名ずつの9名で構成されるということの説明をいただきました。

今年度も従来どおりの形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、公労使3名ずつとしたいと思います。

次に、専門部会の委員の選任手続について事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 先ほど御覧いただいた最低賃金決定要覧の153ページを御覧ください。

最低賃金審議会令第6条第4項では「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない」とされています。

つきましては、本日、審議会終了後、鳥取労働局のホームページと掲示板、加えて県内の労働基準監督署の掲示板に7月21日まで、専門部会の委員の推薦公示を行います。その後、推薦のあった者の中から局長が専門部会委員を任命することとなります。

専門部会委員の決定については、任命した専門部会委員の方々には、一先ず7月22日にメールでお知らせします。そして、翌日7月23日に開催する第1回鳥取県最低賃金専門部会で報告させていただき、皆様には次回7月28日開催の第557回(令和8年度第2回)審議会でご報告させていただきます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

最低賃金審議会令の第6条第4項に基づき、労働者側と使用者側の委員について、まず推薦をいただき、これが公示をされて、23日に行われる第1回の専門部会のときには委員がそろっているということです。審議会の第2回目が7月28日に実施される予定ではありますが、そこで報告がいただけるということになっています。

次に、専門部会廃止の手続についてです。同じく、最低賃金審議会令の第6条第7項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは審議会の議決により、これを廃止す

るものとする」とされています。あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議会が終われば廃止するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

では、そのようにいたしたいと思います。

引き続き議事を進めます。

4 番目です。鳥取県最低賃金改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について、事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 関係労使の意見聴取について、ここ数年は3つの方法で意見を集約し、審議に反映していただいています。

まず1つ目、最低賃金決定要覧の148ページを御覧ください。

最低賃金法第25条第5項の規定により、「最低賃金審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」となっています。意見を聴く方法は、157ページ「最低賃金法施行規則」第11条第1項で、「都道府県労働局長は、最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会に調査審議を求めた場合、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定による関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨を公示する」と規定しています。

これを受け、本日から7月21日まで、鳥取労働局のホームページと掲示板、加えて県内の労働基準監督署の掲示板に意見の募集公示を行います。

2つ目、最低賃金決定要覧の157ページの第11条第2項において、「公示により提出された意見書のほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。」と規定しています。これを受け、本日から7月21日まで労働局のホームページで、意見発表者の募集も行います。応募がありましたら、陳述人による意見陳述の場を設ける予定です。

3つ目ですが、従来から書面により、使用者とその労働者の意見を聴取しています。今年度の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領等について、資料ナンバー22を御覧ください。

関係事業主及び労働者から意見聴取するため、例年、「最低賃金に関する基礎調査」で有効回答をいただいた事業場及びタクシー業の事業場の「事業主と労働者」から文書による意見聴取を行っており、本年度も、例年同様に実施しています。

実施要領の２に今年度の対象者を示していますが、本年度も昨年度と同じく事業場１２４件、労働者２４８名を対象としています。

スケジュールの都合上、６月２９日付けで依頼文書を送付しています。委員の皆様には、意見聴取事項の内容について事前に確認をいただきましてありがとうございました。今年度は、使用者用の意見書の問１０に「業務改善助成金制度を知っていたが活用できなかった」という選択肢を追加するとともに、労働者、使用者ともweb受付ができるように設定しています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から意見聴取の方法について説明をいただきましたが、何か意見、質問等ありますでしょうか。

（なし）

それでは、事務局から説明いただいた方法で意見聴取を行うこととしたいと思います。

議事を進めます。５番目です。最低賃金審議会令第６条第５項の適用について、事務局から説明をお願いします。

〔資料説明〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

本年も例年どおり、専門部会の決議において全会一致の場合は、本条項を適用していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。この条項の適用に当たり、最低賃金専門部会の決議において全会一致ということを前提としています。そのため、今年も全会一致になりますようお願いします。

議事の６番目です。鳥取地方最低賃金審議会の審議日程について、まだ専門部会の委員が選ばれていませんが、事務局から説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 今後の審議日程について説明いたします。お手元には、委員限り資料ということで配布しているものです。

令和８年度鳥取地方最低賃金審議会開催日程案ですが、会場は全てこちらの会場を予定しています。次回の第５５７回本審、こちらの開催は７月２８日火曜日、９時３０分からとさせていただきます。この第５５７回の審議では、中央最低賃金審議会の目安の伝達、特定最低賃金の改正の必要性の有無についての諮問などを行う予定としていますので、日

程の確保をお願いいたします。

続きまして、専門部会の日程案です。専門部会委員は、選出前であるため、あくまでも予定ということですが、第1回は7月23日の9時30分からの開催を計画予定としています。以後の日程は、本来は部会委員が決まってからとなりますが、本審の日程に沿った予定とする必要があるため、昨年度の実績を踏まえた上での事務局案としてお示しています。

例年と大きく違うところを1点申し上げます。従来、目安伝達を行う予定の本審の開催の後に第1回専門部会を開催していますが、今年はその前に第1回の専門部会の開催を計画していることが、案として大きく違うところです。これは、昨年度の審議等において、目安伝達の前に労使双方の意見を伺っておきたいとの委員の意見が多かったことを受けての案です。したがって、本案を承認いただきました場合は、事務局として第1回の専門部会において意見発表を計画し、意見発表者を公募したいと考えております。

以上で、簡略ではありますが説明を終わります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

例年と違う点は、本審の第2回目で目安伝達を受けた後に専門部会を開催するというところでこれまで続けてきましたが、昨年のように目安が大幅に遅れるという事態もあり得るため、その前に専門部会を開くということです。昨年度、目安が出ていなくても審議自体は進められるということは、公労使三者で確認済みですので、今年からそのようにしたいと考えています。

何か質問、意見等ありますか。西村委員、お願いします。

○西村委員 中央最低賃金審議会資料のうち、資料ナンバー1で示された最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理について、近隣他県の状況や、最下位になりたくないというものが、判断基準としてふさわしくないということが明確に示されたのはすごくいいところだと思っています。最低賃金審議の難しい点は、法律の中で判断基準が示されており、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力が並列に書かれているため、これらの判断基準の優先順位やどの程度考慮すればいいのかが書かれていません。使用者側からいうと通常の事業の支払能力を一番優先して判断してほしいと思いますし、おそらく、労働者側からすると労働者の生計費を一番優先度を高くして判断してほしい、これがせめぎ合う結果として金額の改正がされます。例えば去年、最低賃金が1,030円に上がったことにより潰れた会社もあるのだらうと思いますが、その潰れた会社

のことは考慮されていないことになります。結果的には1,030円で生活ができない人がおられたとしても、その人が生活に困っているということも考慮されていないかもしれません。一部そのような方がいたとしても仕方がないという言い方は、適切かどうか分かりかねますが、我慢してくださいねということになったかもしれません。多くの体力をかけると、皆様が税金を払っているので、誰が幾ら金銭をもらっているのかということも分かります。企業としてもどのくらいの人件費がかかっているのかということも分かっています。影響率によって、このぐらいの会社が潰れるとか、この方々は家族が多いので、これだけ金銭を貰っていても生活ができないということが、突き詰めて調べていくと分かると思います。しかし、現実問題そこまで調べることはできてないため、本来はそれらを全部把握した上で、どの程度の方に影響が出るのか、全体から見ると、どれほどの方々には容赦いただかないといけないかをお互いに確認しながら審議を進めなくてはならないと思っています。中央最低賃金審議会の審議の結果として、実態と乖離した結果が出ていると判断しているのであれば、この地域は幾らが正しかったのかというの、逆に示してほしいと思いました。これはあくまで意見です。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

なかなか正解のあるものではないと思いますので、もしその正解を御存じであれば、示していただければと思います。強い願いではありますね。

ほかに意見等ありますでしょうか。

(なし)

例年と異なり、専門部会が先に始まることになります。

先ほどから繰り返していますが、最下位争いに巻き込まれたくないということもあります。また、近年いろいろなところから影響を受ける可能性というものも否定はできないため、審議会、専門部会の独立性を保ったまま、独自の意見を出していきたいと思います。早い時期に短期決戦で出していきたいと思いますので、格別の御協力を賜りたいと思います。

その他について事務局から何かありますでしょうか。

○清水賃金室長補佐 鳥取県最低賃金改正に関して各種団体から要請が3件ありましたので概要を申し上げます。資料の23から25、133ページ以降になります。概要を説明します。

全国労働組合総連合中国ブロック協議会様と鳥取県労働組合総連合様の連名で鳥取労働

局長宛てに、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請と題する要請書が提出され、要請がありました。

現在、日本の最低賃金は2025年時点で平均1,121円まで上昇していますが、物価高騰に追いついておらず、特に低賃金層の生活改善には十分つながっていません。鳥取県では最低賃金が時給1,030円、月額にすると約15万4,500円にとどまっており、東京都との格差は196円にも及んでいます。さらに、最低賃金の発効時期が地域ごとにずれることで、同じ賃金でも年収格差が生じるなど、新たな不均衡も発生しています。こうした状況は、地方から都市部への人口流出を招き、地域経済の弱体化につながる懸念があります。一方で、生活費の調査では、若者が自立して生活するためには、全国どこでも時給1,700円以上が必要であることが示されています。

このため、本要請では、労働者の生活改善と地域格差の是正を目的に、最低賃金1,700円以上と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。あわせて、中小企業への支援強化や公正取引ルールの整備、助成金制度の透明化、審議会委員の公正な選任なども求めています。

続きまして、資料24、135ページを御覧ください。日本労働組合総連合鳥取県連合会様から鳥取労働局長宛てに、2026年度最低賃金行政等に関する要請書と題する要請書が提出され、要請がありました。

春季生活闘争では高水準の賃上げが続いている一方で、物価上昇の影響と、とりわけ生活必需品の価格高騰により、最低賃金近傍で働く人の生活は依然として厳しい状況にあります。鳥取県の最低賃金は1,030円まで引き上げられましたが、全国平均との間には大きな差があり、この地域間格差が労働力の都市部への流出を招き、地域経済や中小企業の持続的発展に影響を及ぼしています。

こうした認識の下、地域別最低賃金については、人たるに値する生活を可能とするナショナルミニマム水準を目指し、着実な引上げと地域間格差の是正を求めています。また、目安額を尊重した円滑な審議運営と早期発効により、引き上げ効果を速やかに行き渡らせることが重要としています。

続いて、最低賃金の引上げを実効あるものとするためには、中小企業、小規模事業者への支援が不可欠です。そのために労務費の上昇分を適切に取引価格へ転嫁できる環境整備や関係機関との連携強化を求めています。加えて、業務改善助成金については、十分な予算確保と手続の簡素化を進め、より活用しやすい制度とすることが必要とされています。

また、特定、いわゆる産業別最低賃金については、公正な競争環境を確保する重要な仕組みであることから、その意義を踏まえた適切な審議運営と十分な審議時間の確保、さらには対象労働者数の的確な把握を求めています。

さらに、最低賃金の履行確保に向けては、監督体制の強化や違反への厳正対応、制度の周知徹底が不可欠です。また、最低賃金の改定に応じて公契約の金額の見直しを促すなど、制度の実効性を高める取組も求めています。

加えて、家内労働における最低工賃についても、最低賃金との均衡を踏まえた適切な見直しが必要とされています。

続きまして、資料 25、137 ページを御覧ください。鳥取県弁護士会から鳥取地方最低賃金審議会宛てに提出された 最低賃金の大幅引上げに関する要請です。

現在、鳥取県の最低賃金は時給 1,030 円ですが、これをフルタイム換算すると月収約 15 万円程度にとどまり、労働者とその家族が十分に生活できる水準とはいえない。一方で、各種調査では、健康で文化的な生活を送るには月 23 万円以上が必要とされており、現状との大きな乖離が指摘されている。加えて、物価上昇により実質賃金は低下し続けており、最低賃金の引上げがなければ生活維持が困難になる状況である。

こうした背景から、弁護士会は、少なくとも時給 1,500 円程度が必要と試算し、審議会に対して大幅な引上げを求めている。

以上、3 件が要請の概要となりますが、これらの要請を受け、鳥取労働局として対応し、内容に応じて厚生労働本省へ報告並びに最低賃金審議会へ報告する旨、回答しておりますので報告します。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

意見、質問等ありましたらお願いいたします。

(なし)

今日、全てについて何か意見、質問等、言い足りないことがありましたらお願いします。

(なし)

特になければ、以上で本日の審議会を終了したいと思います。

以上、終了します。ありがとうございました。